

軽二輪届出手続きの変更について

～窓口の変更及び届出用紙の無償化～

令和元年7月1日(月)より、軽二輪の届出手続きを以下のとおり変更させていただきます。 ご不便をおかけ致しますが、よろしく申し上げます。

1. 窓口の変更

【現 在】令和元年 6月 28日 (金) 16:00まで

一般社団法人全国軽自動車協会連合会 函館事務所

函館市西桔梗町830-10 ☎0138-48-2300



【変更後】令和元年 7月 1日 (月) 8:45 から

函館運輸支局 登録担当

函館市西桔梗町 555-24 ☎050-5540-2002(着信後037)

2. 届出書の様式変更及び無償化

令和元年7月1日(月)の窓口変更と合わせて、軽自動車届出書等の様式を変更します。(現行の届出書等は使用できません。)

なお、当該様式は無償で配布するとともに、ホームページ上から印刷(定められた条件による印刷…^②)して使用することも可能とします。

②：OCR に用いる申請書等の紙質、印刷等基準及び OCR 申請書の印刷等に関する注意事項による印刷によります。

※ホームページへの掲載は6月下旬頃を予定しております。

http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/touroku/02_syosiki_yousiki/syosiki.html